

○内閣府令第 号  
農林水産省

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

農林水産大臣 野村 哲郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の

規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(店頭デリバティブ取引)</p> <p>第一条の二の三 法第十条第六項第十二号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 暗号等資産（金融商品取引法第二十四条第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）又は暗号等資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。次条第二号及び第三十四条第二項第一号において同じ。）に係る取引</p> <p>(デリバティブ取引の媒介等)</p> <p>第一条の二の四 法第十条第六項第十二号の二の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標に係る取引</p> <p>(法第十一条の四第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者)</p>	<p>(店頭デリバティブ取引)</p> <p>第一条の二の三 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 暗号資産（金融商品取引法第二十四条第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。次条第二号及び第三十四条第二項第一号において同じ。）に係る取引</p> <p>(デリバティブ取引の媒介等)</p> <p>第一条の二の四 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係る取引</p> <p>(法第十一条の四第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者)</p>

第十条 「略」

〔2・3 略〕

4 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項及び第二十五条第三項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。第二十五条第三項において同じ。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

第十条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項及び第二十五条第三項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。第二十五条第三項において同じ。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十条の八 「同上」

- 一 「同上」

イ 組合（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する組合との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該組合の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者又は利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項を提供する組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

【ロくニ 略】

二 「略」

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

【一・二 略】

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了す

イ 組合（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する組合との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該組合の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者及び利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項を提供する組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

【ロくニ 同上】

二 「同上」

2 「同上」

【一・二 同上】

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了す

る日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第六条第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは前項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 略」

#### 四 「略」

### 3 「略」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

#### 一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規

る日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第六条第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 同上」

#### 四 「同上」

### 3 「同上」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十条の十四 「同上」

#### 一 「同上」

#### 二 「同上」

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規

定する特例事業者と締結したものに限る。)並びにチに掲げるものに該当するものを除く。)

ロ 「略」

ハ 法第十一条の五に規定する特定貯金等(ハを除き、以下「特定貯金等」という。)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九條の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三條の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等

ニ 「略」

ホ 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権(チに掲げるものに該当するものを除く。)

「へ・ト 略」

升 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣

定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。)

ロ 「同上」

ハ 法第十一条の五に規定する特定貯金等(ハを除き、以下「特定貯金等」という。)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九條の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三條の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等

ニ 「同上」

ホ 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

「へ・ト 同上」

「号の細分を加える。」

府令第 号) 第四十三条各号に掲げるもの

三 「略」

(電子決済手段の発行に係る健全かつ適切な運営を確保するための措置)

第十四条の七 組合は、利用者との間で電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。)の発行による為替取引を行う場合には、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らし、利用者の保護又はその業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない。

(電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)

第十四条の八 組合は、その行う業務のうち、電子決済手段(暗号等資産に該当するものを除く。次条第一項において同じ。)を取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

2 組合は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有

三 「同上」

「条を加える。」

(暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)

第十四条の七 組合は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務(金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第三十五条第二項第十五号において同じ。)について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

「項を加える。」



することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条第二項及び第三十五条第二項第十五号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第十四条の九 組合は、その行う業務のうち、電子決済手段を取得し、又は保有することとなる業務について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、組合の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

2 組合は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、組合の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

（専門子会社の業務等）

（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第十四条の八 組合は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、組合の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

〔項を加える。〕

（専門子会社の業務等）

第三十四条 「略」

2 法第十一条の六十六第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第三項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等（暗号等資産の価値、暗号等資産関連オブション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オブションをいう。）の対価の額又は暗号等資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第五号及び第十五号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号に規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第五号及び第十五号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行

第三十四条 「同上」

2 「同上」

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オブション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オブションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第五号及び第十五号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号に規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第五号及び第十五号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

う業務

〔二・三 略〕

3 法第十一条の六十六第一項第三号及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

〔4〓18 略〕

（従属業務等）

第三十五条 〔略〕

2 法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

一 法第十条第一項第三号の事業を行う組合の業務（農業協同組合にあつては、法第十一条第二項に規定する信用事業に限り、第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 同上〕

〔4〓18 同上〕

（従属業務等）

第三十五条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 法第十条第一項第三号の事業を行う組合の業務（農業協同組合にあつては、法第十一条第二項に規定する信用事業に限り、第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

「イ〜ニ 略」

一の三 資金移動業者（資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

一の四 資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務

一の五〜一の八 「略」

一の九 特定信用事業電子決済等代行業（法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

「二〜四の三 略」

五 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

「六〜十四 略」

十五 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるも

一の二 次に掲げる業務（第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

「イ〜ニ 同上」

一の三 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介  
。「号を加える。」

一の四〜一の七 「同上」

一の八 特定信用事業電子決済等代行業（法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

「二〜四の三 同上」

五 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

「六〜十四 同上」

十五 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるもの

を除く。)に係る業務

〔十五の二〕三十一 略

〔3〕5 略

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十七条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

〔一〕三 略

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〕ハ 略

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔1〕5 略

を除く。)に係る業務

〔十五の二〕三十一 同上

〔3〕5 同上

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十七条の七 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上

ニ 〔同上〕

〔1〕5 同上

(6) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔7〕(11) 略〕

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十二条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十二条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五

(6) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔7〕(11) 同上〕

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十二条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十二条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二

十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 「略」

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(5) 略

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔7〕(11) 略

チ 「略」

〔五〕七 略

条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 「同上」

ト 「同上」

〔1〕(5) 同上

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔7〕(11) 同上

チ 「同上」

〔五〕七 同上

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する情報通信の技術を利用した提供)

第五十七条の三十一の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 特定信用事業代理業者(準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「利用者」という。)又は当該特定信用事業代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と利用者等(利用者又は利用者との契約により利用者ファイル(専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する情報通信の技術を利用した提供)

第五十七条の三十一の十二 「同上」

一 「同上」

イ 特定信用事業代理業者(準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「利用者」という。)又は当該特定信用事業代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と利用者等(利用者及び利用者との契約により利用者ファイル(専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供



を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

〔ロ〕ニ 略〕

二 〔略〕

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第四十八条第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは前項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔イ・ロ 略〕

四 〔略〕

3 〔略〕

を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

〔ロ〕ニ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第四十八条第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔イ・ロ 同上〕

四 〔同上〕

3 〔同上〕

（組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第五十七条の三十一の二十 法第九十二条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十七条の三十一の二十六及び第五十七条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十七条の三十一の三十五第二項、第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十七において同じ。）を受けて法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に關して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業

（組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第五十七条の三十一の二十 法第九十二条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十七条の三十一の二十六及び第五十七条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十七条の三十一の三十五第二項、第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十七において同じ。）を受けて法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に關して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電

電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十二条の五の三第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

2 「略」

(特定信用事業電子決済等代行業者の届出等)

第五十七条の三十一の四十七 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三条第六項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第四号に掲げる場合にあつては、銀行等でない特定信用事業電子決済等代行業者が法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為(第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行つているときに限る。

「一〇四 略」

2 特定信用事業電子決済等代行業者は、法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三条第六項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

3 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三条第六項の規定による届出(特定信用事業電子決済等代行業を開始した場合及び第一項第三号に規定する契約を締結した場合の届出を除く。)は、半期ごとに一括して行うことができる。

電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十二条の五の三第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

2 「同上」

(特定信用事業電子決済等代行業者の届出等)

第五十七条の三十一の四十七 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第四号に掲げる場合にあつては、銀行等でない特定信用事業電子決済等代行業者が法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為(第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行つているときに限る。

「一〇四 同上」

2 特定信用事業電子決済等代行業者は、法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

3 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出(特定信用事業電子決済等代行業を開始した場合及び第一項第三号に規定する契約を締結した場合の届出を除く。)は、半期ごとに一括して行うことができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年<sup>大蔵省</sup>農林水産省<sup>令</sup>第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(デリバティブ取引の媒介等)</p> <p>第一条の二 法第十一条第三項第十一号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 暗号等資産(金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。)又は暗号等資産関連金融指標(同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第二十六条第三項第七号において同じ。)に係る取引</p> <p>(組合又は連合会の特定関係者)</p> <p>第七条の二 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社)又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受</p>	<p>(デリバティブ取引の媒介等)</p> <p>第一条の二 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 暗号資産(金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)又は暗号資産関連金融指標(同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第二十六条第三項第七号において同じ。)に係る取引</p> <p>(組合又は連合会の特定関係者)</p> <p>第七条の二 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受</p>

させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（情報通信の技術を利用した提供）

第七条の九 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 組合又は連合会（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する組合又は連合会との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該組合若しくは連合会の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者又は利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をい

させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（情報通信の技術を利用した提供）

第七条の九 「同上」

一 「同上」

イ 組合又は連合会（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する組合又は連合会との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該組合若しくは連合会の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者及び利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をい

う。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する組合又は連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

〔ロクニ 略〕

二 〔略〕

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾(令第九条の二第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。)を得て同号イ若しくはロ若しくは前項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は

う。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する組合又は連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

〔ロクニ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾(令第九条の二第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は



、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 略」

四 「略」

3 「略」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）

ロ 「略」

ハ 法第十一条の十一に規定する特定貯金等（ハを除き、以下「特定貯金等」という。）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、

は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 同上」

四 「同上」

3 「同上」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七条の十五 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

ロ 「同上」

ハ 法第十一条の十一に規定する特定貯金等（ハを除き、以下「特定貯金等」という。）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二 「略」

ホ 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

「へ・ト 略」

升 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第 号）第四十三条各号に掲げるもの

三 「略」

（電子決済手段の発行に係る健全かつ適切な運営を確保するための措置）

第十二条の六 組合又は連合会は、利用者との間で電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。）の発行によ

庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二 「同上」

ホ 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

「へ・ト 同上」

「号の細分を加える。」

三 「同上」

「条を加える。」

る為替取引を行う場合には、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、利用者の保護又はその業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない。

（電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置

第十二条の七 組合又は連合会は、その行う業務のうち、電子決済手段（暗号等資産に該当するものを除く。次条第一項において同じ。）を取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

2 組合又は連合会は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条第二項並びに第二十六条第三項第七号及び第四項第十三号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に  
応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るた

（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第十二条の六 組合又は連合会は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条並びに第二十六条第三項第七号及び第四項第十三号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に  
応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

「項を加える。」

（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

めの措置等)

第十二条の八 組合又は連合会は、その行う業務のうち、電子決済手段を取得し、又は保有することとなる業務について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、組合又は連合会の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

2 組合又は連合会は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、組合又は連合会の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 「略」

2 「略」

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。)とする。

第十二条の七 組合又は連合会は、その行う業務のうち、暗号資産

を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、組合又は連合会の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

「項を加える。」

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十一条の五第二項（法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する信用事業に限り、組合にあつては、次項第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（次項第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

「イ〜ニ 略」

「一の三・一の四 略」

一の五 特定信用事業電子決済等代行業（法第一百條第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業（銀行法第二十二條第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第二号の三において同じ。）に係る業務

「一の六〜六 略」

七 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、暗号等資産の価値等（暗号等資産の価値、暗号等資産関連オプション（同法第百八十五條の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプション）をいう。）の対価の額又は暗号等資産関連金融指標の動向をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号に

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十一条の五第二項（法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する信用事業に限り、組合にあつては、次項第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（次項第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

「イ〜ニ 同上」

「一の三・一の四 同上」

一の五 特定信用事業電子決済等代行業（法第一百條第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業（銀行法第二十二條第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第二号の三において同じ。）に係る業務

「一の六〜六 同上」

七 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第百八十五條の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプション）をいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ

において同じ。)の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)の全部又は一部を一任されるものを除く。次項第十三号において同じ。)に係る業務

〔七の二〇十五 略〕

4 法第八十七条の二第二項第二号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(組合のために行う場合を含む。)

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務(組合にあつては、法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限り、第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務(第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

〔イ〇二 略〕

一の三 資金移動業者(資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。)が営む資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)の代理又は媒介

一の四 資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務

。の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)の全部又は一部を一任されるものを除く。次項第十三号において同じ。)に係る業務

〔七の二〇十五 同上〕

4 〔同上〕

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務(組合にあつては、法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限り、第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務(第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

〔イ〇二 同上〕

一の三 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。)が営む資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)の代理又は媒介

〔号を加える。〕

一の五・一の六 「略」

二の三の五 略

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

五の二の八 略

5 「略」

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条 「略」

2 法第八十七条の二第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一の四・一の五 「同上」

二の三の五 同上

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

五の二の八 同上

5 「同上」

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条 「同上」

2 「同上」

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第八十七条の二第一項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二・五 略〕

〔4 20 略〕

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第百六条第一

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二・五 同上〕

〔4 20 同上〕

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七 〔同上〕



項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

〔一〇三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〇ハ 略〕

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔(1)〇(5) 略〕

(6) 中小企業等協同組合法第六十二条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔一〇三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〇ハ 同上〕

二 〔同上〕

〔(1)〇(5) 同上〕

(6) 中小企業等協同組合法第六十二条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔7〕(11) 略

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第八十八条第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第六十六条第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）

〔7〕(11) 同上

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第八十八条第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第六十六条第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の

（）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 「略」

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(5) 略

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔7〕(11) 略

チ 「略」

〔五〕七 略

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十条の三十一の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 「同上」

ト 「同上」

〔1〕(5) 同上

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔7〕(11) 同上

チ 「同上」

〔五〕七 同上

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十条の三十一の十二 「同上」

一 「同上」

イ 特定信用事業代理業者（準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該特定信用事業代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者又は利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 略〕

二 「略」

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

イ 特定信用事業代理業者（準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該特定信用事業代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者及び利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 同上〕

二 「同上」

2 「同上」

〔一・二 略〕

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第二十四条の五第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは前項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔イ・ロ 略〕

四 〔略〕

3 〔略〕

（組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第五十条の三十一の二十 法第百十一条第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百十六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十二項に規定する

〔一・二 同上〕

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第二十四条の五第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔イ・ロ 同上〕

四 〔同上〕

3 〔同上〕

（組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第五十条の三十一の二十 法第百十一条第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百十六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第十八項に規定する電

電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十条の三十一の二十六及び第五十条の三十一の四十五第一号において同じ。)を含む。以下同じ。)が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六及び第五十条の三十一の三十七において同じ。)を受けて法第百十条第二項各号に掲げる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務(当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。)に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第百十一条第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

2 「略」

(特定信用事業電子決済等代行業者の届出等)

第五十条の三十一の四十七 法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十三条第六項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第四号に掲げる場合にあつては、銀行等で

電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十条の三十一の二十六及び第五十条の三十一の四十五第一号において同じ。)を含む。以下同じ。)が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六及び第五十条の三十一の三十七において同じ。)を受けて法第百十条第二項各号に掲げる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務(当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。)に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第百十一条第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

2 「同上」

(特定信用事業電子決済等代行業者の届出等)

第五十条の三十一の四十七 法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第四号に掲げる場合にあつては、銀行等で

<p>ない特定信用事業電子決済等代行業者が法第百十條第二項第一号に掲げる行為（第五十條の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行つているときに限る。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>2 特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百十七條第一項において準用する銀行法第五十三條第六項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならぬ。</p> <p>3 法第百十七條第一項において準用する銀行法第五十三條第六項の規定による届出（特定信用事業電子決済等代行業を開始した場合及び第一項第三号に規定する契約を締結した場合の届出を除く。）は、半期ごとに一括して行うことができる。</p>	<p>ない特定信用事業電子決済等代行業者が法第百十條第二項第一号に掲げる行為（第五十條の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行つているときに限る。</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>2 特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百十七條第一項において準用する銀行法第五十三條第五項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならぬ。</p> <p>3 法第百十七條第一項において準用する銀行法第五十三條第五項の規定による届出（特定信用事業電子決済等代行業を開始した場合及び第一項第三号に規定する契約を締結した場合の届出を除く。）は、半期ごとに一括して行うことができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部  
改正)

第三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年大蔵省令第一号)の一部を次のように改正する。  
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。



改正後	改正前
<p>(業務の代理の認可の申請等)            第十一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>「一〇十三 略」</p> <p>十四 業務代理組合が、次のいずれにも該当しないと認められること。</p> <p>イ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日            (解散の命令又は更新の拒否の場合にあつては、当該解散の命令又は更新の拒否の処分がなされた日。以下この(3)及び            びロにおいて同じ。) 前三十日以内にその法人の取締役、            執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若し            くはこれらに準ずる者又は外国銀行の日本における代表者            であつた者で、その取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>〔(i)～(v) 略〕</p> <p>(vi) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一            号)第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に</p>	<p>(業務の代理の認可の申請等)            第十一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇十三 同上」</p> <p>十四 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>〔(1)・(2) 同上〕</p> <p>(3) 「同上」</p> <p>〔(i)～(v) 同上〕</p> <p>(vi) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一            号)第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に</p>

関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔(iii) (xii) 略〕

(4) 「略」

(5) 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第九十四条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林

関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔(iii) (xii) 同上〕

(4) 「同上」

(5) 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第九十四条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央

中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。）(6)において同じ。）から五年を経過しない者

(6) 「略」

(7) 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔(i)～(v) 略〕

(ii) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。）(6)において同じ。）から五年を経過しない者

(6) 「同上」

(7) 「同上」

〔(i)～(v) 同上〕

(ii) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔(vii)～(xii) 略〕  
 (8) 〔略〕  
 〔ロ・ハ 略〕  
 〔十五～四十 略〕  
 〔4～12 略〕

附則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

第十三条の六の九	電子決済手段の発行に係る健全かつ適切な運営を確保するための措置
第十三条の六の十	電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置
第十三条の六の十一	電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る健全性確保を図

〔(vii)～(xii) 同上〕  
 (8) 〔同上〕  
 〔ロ・ハ 同上〕  
 〔十五～四十 同上〕  
 〔4～12 同上〕

附則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条 〔同上〕

第十三条の六の九	〔項を加える。〕
第十三条の六の十	暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置
第十三条の六の十一	暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等

<p>〔略〕</p>	<p>第三十四条の五十三の十四</p> <p>銀行法施行令第十六条の六の三において準用する同令第四條の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容</p>	<p>〔略〕</p> <p>第三十四条の六十三の二第一項及び第二項</p> <p>銀行法第五十二条の六十第一項の原簿</p> <p>第三十四条の六十三の二第三項第一号</p> <p>銀行法第五十二条の六十第一項に規定する主務省令で定める営業所</p>	<p>〔略〕</p> <p>第三十四条の七十五第一項</p> <p>銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり銀行業務等関連紛争の当事者である加入銀行関係業者の顧客から書面の交付を求められたときの顧客説明</p>	<p>〔略〕</p> <p>第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第六号の四、第</p> <p>銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定め</p>
------------	--	---	--	--

<p>〔同上〕</p>	<p>第三十四条の五十三の十四</p> <p>銀行法施行令第十六条の六の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容</p>	<p>〔同上〕</p> <p>第三十四条の六十四第一項及び第二項</p> <p>銀行法第五十二条の六十第一項の原簿</p> <p>第三十四条の六十四第三項第一号</p> <p>銀行法第五十二条の六十第一項に規定する主務省令で定める営業所</p>	<p>〔同上〕</p> <p>第三十四条の七十五第一項</p> <p>銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり銀行業務等関連紛争の当事者である加入銀行の顧客から書面の交付を求められたときの顧客説明</p>	<p>〔同上〕</p> <p>第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第九号、第十三号に規定する主務省令で定め</p>
-------------	---	--	---	--

<p>九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第七項第二号、第四号及び第五号、第八項第四号及び第五号並びに第九項第四号を除く。）</p>	<p>る場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>
<p>〔略〕</p> <p>第三十七条（第三項から第五項まで及び第八項から第十項までを除く。）</p>	<p>銀行法の規定による申請書、業務報告書その他の書面の提出に係る經由官庁</p>
<p>2 前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	

<p>号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項第二号、第四号及び第五号、第七項第四号並びに第八項第四号を除く。）</p>	<p>る場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>
<p>〔同上〕</p> <p>第三十七条（第三項から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）</p>	<p>銀行法の規定による申請書、業務報告書その他の書面の提出に係る經由官庁</p>
<p>2 〔同上〕</p>	

読み替える銀行法 施行規則の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第三十四条の三十 七第四号チ 〔略〕	チ 法、長期信用 銀行法、信用金 庫法、労働金庫 法、中小企業等 協同組合法、協 同組合による金 融事業に関する金 法律、農業協同 組合法、水産業 協同組合法、農 林中央金庫法、 貸金業法、出資 の受入れ、預り 金及び金利等の 取締りに関する 法律（昭和二十 九年法律第九十 五号）若しく は金融サービス	チ 法、銀行法、 長期信用銀行法 、信用金庫法、 労働金庫法、中 小企業等協同組 合法、協同組合 による金融事業 に関する法律、 農業協同組合法 、水産業協同組 合法、農林中央 金庫法、貸金業 法、出資の受入 れ、預り金及び 金利等の取締り に関する法律（ 昭和二十九年法 律第九十五号 ）若しくは金融
読み替える銀行法 施行規則の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第三十四条の三十 七第四号チ 〔同上〕	チ 法、長期信用 銀行法、信用金 庫法、労働金庫 法、中小企業等 協同組合法、協 同組合による金 融事業に関する金 法律、農業協同 組合法、水産業 協同組合法、農 林中央金庫法、 貸金業法、出資 の受入れ、預り 金及び金利等の 取締りに関する 法律（昭和二十 九年法律第九十 五号）若しく は金融サービス	チ 法、銀行法、 長期信用銀行法 、信用金庫法、 労働金庫法、中 小企業等協同組 合法、協同組合 による金融事業 に関する法律、 農業協同組合法 、水産業協同組 合法、農林中央 金庫法、貸金業 法、出資の受入 れ、預り金及び 金利等の取締り に関する法律（ 昭和二十九年法 律第九十五号 ）若しくは金融

---

---

の提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

リ 銀行法第五十二條の十五第一項の規定により同法第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取

---

---

の提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

リ 銀行法第五十二條の十五第一項の規定により同法第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取



---

---

---

り消された場合  
、同法第五十二  
条の五十六第一  
項（長期信用銀  
行法第十七条、  
信用金庫法第八  
十九条第五項、  
労働金庫法第九  
十四条第三項、  
協同組合による  
金融事業に關す  
る法律第六條の  
四の二第一項、  
農業協同組合法  
第九十二条の四  
第一項、水産業  
協同組合法第百  
八条第一項及び  
農林中央金庫法  
第九十五条の四  
第一項において  
準用する場合を  
含む。）の規定

---

---

---

---

---

り消された場合  
、同法第五十二  
条の五十六第一  
項（長期信用銀  
行法第十七条、  
信用金庫法第八  
十九条第五項、  
労働金庫法第九  
十四条第三項、  
協同組合による  
金融事業に關す  
る法律第六條の  
五第一項、農業  
協同組合法第九  
十二条の四第一  
項、水産業協同  
組合法第百八条  
第一項及び農林  
中央金庫法第九  
十五条の四第一  
項において準用  
する場合を含む  
。）の規定によ

---

---

---

---

---

により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九

---

---

---

---

---

り銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五

---

---

<p>第三十四条の七十 四第三項第三号</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>銀行業務等関連苦情を</p>		
<p>銀行業務等関連苦情 （農業協同組合 法第九十二条の八</p>		<p>十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十条の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者</p>
<p>第三十四条の七十 四第三項第三号</p>	<p>〔同上〕</p>	
<p>銀行業務関連苦情を</p>		
<p>銀行業務関連苦情 （農業協同組合法 第九十二条の八第</p>		<p>条の二第一項の許可を取り消された場合又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者</p>

<p>〔略〕</p>	
	<p>第二項に規定する信用事業等関連苦情及び農林中央金庫法第九十五条の八第二項に規定する農林中央金庫業務関連苦情を含む。以下この号において同じ。）を</p>

(他の命令の適用)

第四十一条 令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとおりとし、特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号までに掲げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用農業協同組合連合会とみなして、第四十号から第五十九号までに掲げる命令の規定を適用する。

〔一〇八 略〕

九 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第百条第四項、第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三を除く。）

〔一〇五 略〕

<p>〔同上〕</p>	
	<p>二項に規定する信用事業等関連苦情及び農林中央金庫法第九十五条の八第二項に規定する農林中央金庫業務関連苦情を含む。以下この号において同じ。）を</p>

(他の命令の適用)

第四十一条 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

九 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第百条第三項、第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三を除く。）

〔一〇五 同上〕

<p>十六 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第一百条の十七第二項、第一百条の十九及び第百十一条第四項を除く。）</p> <p>〔十七〜四十三 略〕</p> <p>四十三の二 信用金庫法施行規則（第百条第四項、第一百七十条の二第二項及び第七十条の二の三に限る。）</p> <p>〔四十四・四十四の二 略〕</p> <p>四十四の三 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（第一百条の十七第二項、第一百条の十九及び第百十一条第四項に限る。）</p> <p>〔四十四の四〜五十九 略〕</p>								
2	<p>令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>読み替える命令の規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）</td> <td>、農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又</td> </tr> </table>	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	〔略〕	又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）	、農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又
読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
〔略〕	又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）	、農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又						

<p>十六 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第一百条の十七第二項、第一百条の十九及び第百十一条第三項を除く。）</p> <p>〔十七〜四十三 同上〕</p> <p>四十三の二 信用金庫法施行規則（第百条第三項、第一百七十条の二第二項及び第七十条の二の三に限る。）</p> <p>〔四十四・四十四の二 同上〕</p> <p>四十四の三 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（第一百条の十七第二項、第一百条の十九及び第百十一条第三項に限る。）</p> <p>〔四十四の四〜五十九 同上〕</p> <p>〔同上〕</p>								
2	<p>令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>読み替える命令の規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>〔同上〕</td> <td>又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）</td> <td>、農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）又は特定業務（同</td> </tr> </table>	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	〔同上〕	又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）	、農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）又は特定業務（同
読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
〔同上〕	又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）	、農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）又は特定業務（同						

備考 表中の「」の記載は注記である。	「略」	「項を削る。」	は特定業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）
	「同上」	銀行法施行規則第三十四条の二の十四第二号ハ 及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等	、株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等及び銀行法第十三条の四に規定する特定預金等 号に掲げる業務を除く。）

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第四条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年<sup>内閣府</sup>農林水産省<sup>令第十六号</sup>)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(付随業務) 第五十八条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第五十四条第四項第十四号及び第十五号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 暗号等資産(金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。)又は暗号等資産関連金融指標(同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第九十五条第二項第一号において同じ。)に係る取引</p> <p>〔5〕10 略〕</p> <p>(電子決済手段の発行に係る健全かつ適切な運営を確保するための措置)</p> <p>第七十条の二 農林中央金庫は、顧客との間で電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。)の発行による為替取引を行う場合には、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又はその業務の適正かつ確実な遂行に支障</p>	<p>(付随業務) 第五十八条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 暗号資産(金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)又は暗号資産関連金融指標(同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第九十五条第二項第一号において同じ。)に係る取引</p> <p>〔5〕10 同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>



を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない。

（電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第七十条の三 農林中央金庫は、その営む業務のうち、電子決済手段（暗号等資産に該当するものを除く。次条第一項において同じ。）を取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

2 農林中央金庫は、その営む業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条第二項及び第九十七条第二項第二十三号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第七十条の四 農林中央金庫は、その営む業務のうち、電子決済手

（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第七十条の二 農林中央金庫は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第九十七条第二項第二十三号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

「項を加える。」

（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第七十条の三 農林中央金庫は、その営む業務のうち、暗号資産を

段を取得し、又は保有することとなる業務について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、農林中央金庫の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

- 2 農林中央金庫は、その営む業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、農林中央金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

(農林中央金庫の特定関係者)

第七十八条 「略」

2 「略」

- 3 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社)又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下の項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入に係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目

取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、農林中央金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

「項を加える。」

(農林中央金庫の特定関係者)

第七十八条 「同上」

2 「同上」

- 3 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社)及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下の項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入に係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目

的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（情報通信の技術を利用した提供）

第八十五条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 農林中央金庫（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する農林中央金庫との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は農林中央金庫の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供されるファイル）をいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項

的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（情報通信の技術を利用した提供）

第八十五条の六 「同上」

一 「同上」

イ 農林中央金庫（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する農林中央金庫との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は農林中央金庫の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供されるファイル）をいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項

「という。」を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 略〕

二 〔略〕

2 前項各号に掲げる方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第九条第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは前項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔イ・ロ 略〕

「という。」を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第九条第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔イ・ロ 同上〕

四 「略」

3 「略」

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券(ホに掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。))並びにチに掲げるものに該当するものを除く。)

ロ 「略」

ハ 法第五十九条の三に規定する特定預金等(ハを除き、以下「特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長

四 「同上」

3 「同上」

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第八十五条の十二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 有価証券(ホに掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。))を除く。)

ロ 「同上」

ハ 法第五十九条の三に規定する特定預金等(ハを除き、以下「特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法

期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二 「略」

ホ 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

「へ・ト 略」

升 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第 号）第四十三条各号に掲げるもの

三 「略」

（外国銀行代理業務の健全化措置）

第八十五条の三十三 農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の二の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〜三 略」

四 顧客との間で外国電子決済手段（外国において発行される銀行法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう。以下この号において

（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二 「同上」

ホ 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

「へ・ト 同上」

「号の細分を加える。」

三 「同上」

（外国銀行代理業務の健全化措置）

第八十五条の三十三 「同上」

「一〜三 同上」

「号を加える。」

同じ。)の発行による為替取引の代理又は媒介を行う場合には、外国電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は外国銀行代理業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる外国電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

五〇七 「略」

(専門子会社の業務等)

第九十五条 「略」

2 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為(同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等(暗号等資産の価

四〇六 「同上」

(専門子会社の業務等)

第九十五条 「同上」

2 「同上」

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為(同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等(暗号資産の価値、

値、暗号等資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号等資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに第九十七条第二項第十二号及び第二十三号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。次項第一号並びに第九十七条第二項第十二号及び第二十三号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第七十二条第一項第三号及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

〔4 〱 15 略〕

（従属業務等）

暗号資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに第九十七条第二項第十二号及び第二十三号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。次項第一号並びに第九十七条第二項第十二号及び第二十三号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 同上〕

〔4 〱 15 同上〕

（従属業務等）



第九十七条 「略」

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

「一〇三 略」

四 資金移動業者（資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

四の二 資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務

「五〇七の二 略」

七の三 農林中央金庫電子決済等代行業（法第九十五条の五の第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

「八〇十一の二 略」

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

「一三〇二十二 略」

二十三 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいい、暗号等資産

第九十七条 「同上」

2 「同上」

「一〇三 同上」

四 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

「号を加える。」

「五〇七の二 同上」

七の三 農林中央金庫電子決済等代行業（法第九十五条の五の第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

「八〇十一の二 同上」

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

「一三〇二十二 同上」

二十三 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の

の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。)に係る業務

〔二十三の二～三十九 略〕

〔3～5 略〕

(農林中央金庫代理業の許可の審査)

第二百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

〔一～三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ～ハ 略〕

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、これらに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔(1)～(5) 略〕

価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。)に係る業務

〔二十三の二～三十九 同上〕

〔3～5 同上〕

(農林中央金庫代理業の許可の審査)

第二百二十三条 〔同上〕

〔一～三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ～ハ 同上〕

ニ 〔同上〕

〔(1)～(5) 同上〕

(6) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔7〕(11) 略〕

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第百八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十五条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第百六条第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五

(6) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔7〕(11) 同上〕

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第百八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十五条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第百六条第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二

十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 「略」

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕～〔5〕 略

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔7〕～〔11〕 略

チ 「略」

〔五〕～〔七〕 略

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に

条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 「同上」

ト 「同上」

〔1〕～〔5〕 同上

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔7〕～〔11〕 同上

チ 「同上」

〔五〕～〔七〕 同上

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に

関する情報通信の技術を利用した提供)

第四百七十七条の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

- イ 農林中央金庫代理業者(準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する農林中央金庫代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該農林中央金庫代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定す

関する情報通信の技術を利用した提供)

第四百七十七条の十二 「同上」

一 「同上」

- イ 農林中央金庫代理業者(準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する農林中央金庫代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該農林中央金庫代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定す

る事項を提供する農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

「ロくニ 略」

二 「略」

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

「一・二 略」

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四十七条第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは前項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 略」

四 「略」

3 「略」

（農林中央金庫と農林中央金庫電子決済等代行業者との間の契約

る事項を提供する農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

「ロくニ 同上」

二 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四十七条第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 同上」

四 「同上」

3 「同上」

（農林中央金庫と農林中央金庫電子決済等代行業者との間の契約

に定めなければならない事項)

第四百七十七条の十六の五 法第九十五条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、農林中央金庫電子決済等代行業者(同条第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第九十五条の五の九第六項の規定により当該農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二条第十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第四百七十七条の十六の十七及び第四百七十七条の十六の三十六第一号において同じ。)を含む。以下同じ。)が農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第四百七十七条の十六の二十六第二項、第四百七十七条の十六の二十七及び第四百七十七条の十六の二十八において同じ。)を受けて法第九十五条の五の二第二項各号に掲げる行為(第四百七十七条の十六の三に規定する行為を除く。)を行う場合において、当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の業務(当該農林中央金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。)に関して当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該農林中央金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

に定めなければならない事項)

第四百七十七条の十六の五 法第九十五条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、農林中央金庫電子決済等代行業者(同条第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第九十五条の五の九第六項の規定により当該農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第四百七十七条の十六の十七及び第四百七十七条の十六の三十六第一号において同じ。)を含む。以下同じ。)が農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第四百七十七条の十六の二十六第二項、第四百七十七条の十六の二十七及び第四百七十七条の十六の二十八において同じ。)を受けて法第九十五条の五の二第二項各号に掲げる行為(第四百七十七条の十六の三に規定する行為を除く。)を行う場合において、当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の業務(当該農林中央金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。)に関して当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該農林中央金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

（農林中央金庫と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第四百七十七条の十六の九 法第九十五条の五の五第三項第四号の主任務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二十二項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）又は水産業協同組合法第一百一十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第一百六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二十二項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供者に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第五十七条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第

（農林中央金庫と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第四百七十七条の十六の九 法第九十五条の五の五第三項第四号の主任務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二十二項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供者に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）又は水産業協同組合法第一百一十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第一百六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる銀行法第十八項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供者に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第五十七条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号



（二）第五十条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者をいう。以下この条において同じ。）の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）を受けて農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）又は水産業協同組合法第百十条第二項各号に掲げる行為（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十五条の五の五第一項の同意をしている会員農水産業協同組合等（法第五十四条第四項第十号の三に規定する会員農水産業協同組合等をいう。以下同じ。）が行うことができる措置に関する事項とする。

（農林中央金庫電子決済等代行業者の届出等）

第四百四十七条の十六の三十八 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十三条第六項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては

（第五十条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者をいう。以下この条において同じ。）の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）を受けて農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）又は水産業協同組合法第百十条第二項各号に掲げる行為（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十五条の五の五第一項の同意をしている会員農水産業協同組合等（法第五十四条第四項第十号の三に規定する会員農水産業協同組合等をいう。以下同じ。）が行うことができる措置に関する事項とする。

（農林中央金庫電子決済等代行業者の届出等）

第四百四十七条の十六の三十八 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては

、銀行等でない農林中央金庫電子決済等代行業者が法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第四百七十七条の十六の三に規定する行為を除く。）を行っているときに限る。

「一〇三 略」

2 農林中央金庫電子決済等代行業者は、法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十三条第六項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

3 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十三条第六項の規定による届出（農林中央金庫電子決済等代行業を開始したときの届出を除く。）は、半期ごとに一括して行うことができる。

、銀行等でない農林中央金庫電子決済等代行業者が法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第四百七十七条の十六の三に規定する行為を除く。）を行っているときに限る。

「一〇三 同上」

2 農林中央金庫電子決済等代行業者は、法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

3 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出（農林中央金庫電子決済等代行業を開始したときの届出を除く。）は、半期ごとに一括して行うことができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この命令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。